

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程

平成21年4月1日
21 経 規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則(以下「就業規則」という。)第5条に基づき、給与について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める特任教員(以下「特任教員」という。)に適用する。

(年俸の決定)

第3条 特任教員の年俸の額は、予算の範囲内において、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定義する職員(以下「職員」という。)との均衡を考慮して決定する。

2 学長は、年俸を決定した場合は、年俸通知書を特任教員に交付しなければならない。

(その他の給与)

第4条 特任教員には、年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当を支給する。

(年俸の支払方法)

第5条 年俸は、4月1日から3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。ただし、雇用期間が1年に満たないときは、当該雇用期間に応じた額、等分及び支給回数とする。

2 第1項に定める1回に支払われる給与(以下「月次年俸」という。)の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 特任教員が、退職し又は解雇されたときは、原則としてそれ以降の月次年俸は支給しない。

(支給日)

第6条 月次年俸は、その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)に支給する。

(月次年俸の減額)

第7条 特任教員が、欠勤した場合は、第8条に定める勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 前条に定める勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸の額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項の勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(職員給与規程の準用)

第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程第3条から第6条まで、第9条及び第21条の規定は、特任教員について準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特任教員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。